

議案第29号

東部消防組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議し、平成28年4月1日から、東部消防組合同規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

平成28年3月9日提出

南風原町長 城間俊安

（提案理由）

職員定数条例の改正に基づく、各出張所への配置人員増による体制強化に伴い、消防組織の全国的な状況を鑑み、現行の「出張所」から「分署」へ名称変更を行いたいため、地方自治法第290条の規定により提案する。

東部消防組合同規約の一部を変更する規約

東部消防組合同規約（昭和 51 年規約第 1 号）の一部を次のように変更する。
第 5 条（見出しを含む）中「出張所」を「分署」に改める。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。